

定 期 監 査

1 監査実施日及び対象

- 令和6年1月31日 総務課・選挙管理委員会・固定資産評価審査委員会、消費生活センター、総合交流センター、北開田会館、北開田児童館、中央公民館、図書館、文化財保存活用課
- 〃 2月15日 市民課、総合調整法務課、職員課、上下水道総務課、下水道施設課、水道施設課・浄水場
- 〃 3月14日 多世代交流ふれあいセンター、自治・共助振興室、防災・安全推進室

2 監査の方法

監査実施日の前々月末までに執行された令和5年度分（必要に応じて過年度分含む。）の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、事前に提出を求めた監査資料に基づき、その執行が適正かつ効率的に行われているかどうか重点をおいて試査した。

また、所属長及び担当職員から、必要に応じて事務事業の概要及びその執行状況の説明を求め、さらに質問を加え、関係書類を審査して監査を実施した。

3 監査の結果

監査を実施した各所管に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に処理されていると認められた。

監査結果の概要は次のとおりである。ただし、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度担当職員に対して改善・検討を口頭で指導したので、記述は省略した。

(1) 総務課・選挙管理委員会・固定資産評価審査委員会

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(2) 消費生活センター

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(3) 総合交流センター

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(4) 北開田会館

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(5) 北開田児童館

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(6) 中央公民館

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(7) 図書館

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(8) 文化財保存活用課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(9) 市民課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(10) 総合調整法務課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(11) 職員課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(12) 上下水道総務課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(13) 下水道施設課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(14) 水道施設課・浄水場

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(15) 多世代交流ふれあいセンター

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(16) 自治・共助振興室

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(17) 防災・安全推進室

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。